

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月1日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

環境部 環境政策課、環境施設整備室、環境保全課、東部環境事業所業務課・施設課、西部環境事業所業務課・施設課

2 対象期間等

令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和5年9月15日から令和5年11月27日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

環境部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	合 計
環境政策課	1		1	2		4
環境施設整備室						
環境保全課						
東部環境事業所 業務課	1					1
東部環境事業所 施設課						
西部環境事業所 業務課			1			1
西部環境事業所 施設課		1	1			2
合 計	2	1	3	2		8

○環境政策課

収入事務

1 徴収事務委託について、告示及び公表ができていないものがあった。

- ・犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務委託

契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

地方自治法施行令第158条第2項により、使用料、手数料等の普通地方公共団体の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定められているが、令和5年8月31日時点において告示及び公表ができていなかった。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

契約事務

2 業務委託の契約方法について、適正でないものがあった。

- ・令和5年度廃蛍光管適正処理業務委託（単価契約）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が規則で定める金額以下のもの）を適用して随意契約（以下「1号随契」という。）として2者による見積合わせを行っているが、1者が辞退したことにより、同項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）を適用して随意契約（以下「2号随契」という。）をしている。

1号随契に該当するかの判断を行うにあたっての予定価格は、単価に予定数量を乗じた金額とすべきであることから、上記の契約については、予定価格が547,800円となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び徳島市契約規則第22条に定める50万円を超えており、1号随契とすることはできない。また、2者による見積合わせを実施していることから2号随契による競争入札に適さない契約とも考えられず、適正ではない。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

財産管理

3 行政財産の目的外使用許可において、使用開始までに使用許可手続が行われていないものがあった。

- ・電気通信線路設備・支線（ごみ集積場）

使用期間：令和5年8月1日から令和10年3月31日まで

使用許可：令和5年8月3日

行政財産の目的外使用は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産について「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」ものであり、公有財産規則第25条により使用許可の手続が定められているが、この手続が完了する前に使用期間が開始していた。

公有財産規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

財産管理

4 普通財産の貸付の契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。

契約書の第4条に定める遅延利子の利率が「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合していなかった。

公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。

○東部環境事業所業務課

収入事務

1 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。

- ・配電設備設置（東部環境事業所内）

使用期間 令和3年10月22日から令和8年3月31日まで

- ・電気通信設備設置（東部環境事業所内）

使用期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和5年度の使用料について、令和5年9月30日を納入の期限とし、相手方へ通知していた。

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和5年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。

○西部環境事業所業務課

契約事務

1 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

- ・西部環境事業所排水処理施設維持管理業務委託

予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項により、支出負担行為の決裁を受けるときは、副部長及び課長の専決事項とされた事項並びに会計管理者が協議を受ける必要がないと認める事項を除き、あらかじめ会計管理者に協議しなければならないと定められているが、当該予算執行伺書兼支出負担行為書が部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○西部環境事業所施設課

支出事務

1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。

- ・施設修繕契約締結（予定価格 1,092,500 円） 外 3 件

事務決裁規程別表第 2 の 3 の (1) 歳出予算の執行により、1 件の予定価格が 100 万円を超え 300 万円以下の修繕料の専決権者は副部長と定められているが、4 月から 8 月分の施設修繕決裁のうち、予定価格が 100 万円を超える 4 件が、課長決裁となっていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

契約事務

2 委託料の支払日が契約書に定められた期日より遅いものがあった。

- ・エレベーター設備保守業務委託

契約書の第 5 条では、委託料の適法な請求を受けたとき、当月分を翌月 25 日までに支払うものと規定されているが、4 月から 7 月分の委託料は翌月 26 日以後に支払われていた。

契約書の規定に基づき、適正な事務処理を実施されたい。